

令和 7 年 7 月 1 6 日

**南相馬市農業委員会
7 月定例総会議事録**

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年7月16日(水) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 天野 浩一

鹿島区 櫻井 重政

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②次 長 大坪 勇彦 ③主 査 林 雄司
④副主査 米本 一樹

農地集積課

①係 長 但野 典康 ②主 査 遠藤 昌治 ③主 査 荒 芳子
④主 事 佐藤 丈樹

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 32 号	農地専門委員会の開催報告について
日程第 4	報告第 33 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 5	報告第 34 号	違反転用事案の報告について
日程第 6	議案第 72 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 7	議案第 73 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 8	議案第 74 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 75 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 10	議案第 76 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 11	議案第 77 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 12	議案第 78 号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 13	議案第 79 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 14	議案第 80 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 15	議案第 81 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (市許可分)
日程第 16	議案第 82 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (県許可分)
日程第 17	議案第 83 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について (市許可分)
日程第 18	議案第 84 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について (市許可分)
日程第 19	議案第 85 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について (県許可分)
日程第 20	議案第 86 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和7年7月定例総会を開会いたします。欠席通告者についてですが、本日はおりません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により、定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号13番委員、14番委員、15番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。6月30日、本市で開催された、県相双農林事務所管内農業委員会研修会に私と事務局職員の2名で出席しました。主な研修内容は、1点目は営農型発電事業であり、現状と課題や今年度の県・関係市町村合同で行う現地調査の実施概要が示されました。2点目は、農地転用違反事案への対応であります。発生から概ね10年を超える長期末是正事案の防止と、是正を一層強化するための進め方、指導方法、県知事への報告など説明がありました。

次に、7月8日、原町生涯学習センターにおいて、家族経営協定調印式を執り行いました。鹿島区のご家族一組で、平成30年以来、7年ぶりであります。鹿島区で14組目、市内全体で31組目となりました。農業委員、県と事務局職員が出席し、5番委員と県相双農林事務所の経営支援課長が立会人として協定書に署名し、締結しました。この協定により、ご家族内の経営方針や役割と就業条件の取り決めを通じて、結束が強まり合理的な経営に繋がることをご祈念いたしております。

次に、7月11日、広野町役場で開催された浜通り地方農業委員会協議会総会に事務局職員とともに出席しました。議事では、令和6年度事業報告及び収支決算や令和7年度事業計画及び収支予算などの議案を審議し、いずれも原案のとおり決定いたしました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第32号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員会の委員長からの報告を求めます。

委員長 報告第32号、農地専門委員会の開催について報告いたします。本日配布しました資料をご覧ください。去る7月8日午後1時15分から午後5時頃まで、農地利用の最適化の観点から、営農型太陽光発電設備の下部の農地における農産物

の生育・作付け状況等の確認について行いました。場所は、市内128箇所存在する営農型発電のうち、今回は4箇所の現地調査を実施しました。出席者は、農地専門委員12名中10名、農業委員会事務局より職員1名、県相双農林事務所企画部指導調整課より職員2名の出席で開催となりました。続きまして、各営農型太陽光発電設備に係る現地調査実施箇所の報告になりますが、資料に沿ってご報告いたします。

まず、当日配付資料の3ページをご覧ください。小高区川房地内にある小規模発電設備2箇所となります。発電事業者、営農者、作付け品目については、記載のとおりです。ヒサカキを主力に作付けされておりますが、生育、作付け、管理状況いずれも特に問題なく、また、余剰地には南天が作付けされているなど農地の有効活用がなされていました。以上のことから、営農指導も特に問題なしと判断しました。

続きまして、当日配布資料の4ページをご覧ください。小高区上根沢地内にある太陽光発電設備となります。発電事業者、営農者、作付け品目については、記載のとおりです。ミョウガの栽培、出荷を行っておりますが、こちらのほ場は、平成29年から許可を得ている案件で、今年で作付け8年目となります。当初は収量が上がりませんでした。令和2年度以降、本委員会による毎月の巡回指導を行い、営農状況が改善してきているところです。直近の反収報告では、271.2kgと地域平均単収350kgの8割近い収量が確保できており、営農努力の成果も確認でき、ほ場の管理も行き届いていることから、営農指導も特に必要なしと判断しました。

続きまして、当日配布資料の5ページから6ページをご覧ください。小高区吉名地内にある小規模発電設備12箇所となります。発電事業者、営農者、作付け品目については、記載のとおりです。小高区吉名地内のほ場では、ブルーベリー3箇所、ヒサカキ9箇所の栽培を行っております。営農者は、令和4年度頃に参入した法人であり、まだ出荷はできておりません。当初の計画では、早いところで令和8年3月以降に収穫予定でしたが、現状の収量はまだ家庭菜園レベルと判断しました。次に現地の状況ですが、ヒサカキ、ブルーベリーいずれのほ場についても、ほ場の水はけが悪く、根腐れが多発し何度も植え替えを行う等の理由で生育状況にばらつきが見られ、未だ生育安定には至っておらず、現状のままでは来年の収量が地域平均単収の8割達成には至らない懸念があり、調査の結果から、土壌改良や排水対策を施し、根腐れ対策を講じ実施するよう指導しました。また、いずれのほ場においても、農地全体の約3割から4割ほどの面積の余剰地が目立ち、ジャガイモ・里芋等を栽培し収穫する等の営農努力は見られますが、作付け品目の選定や余剰地の活用方法を模索している様子でした。以上のことから、今後も余剰地の活用方法を検討し何らかの作付けを行うよう指導しました。以上の点を踏まえ、今後も定期的な現地確認を継続することが必要であると判断しまし

た。

続きまして、当日配布資料の7ページをご覧ください。原町区深野地内にある太陽光発電設備となります。発電事業者、営農者、作付け品目については、記載のとおりです。平成29年より事業開始して、今年で8年目になります。こちらのほ場では主にミョウガを栽培しておりますが、大規模ほ場ですが営農状況が良くありません。令和6年の単収が大規模圃場にもかかわらず80kgと地域平均単収の4割弱と低く、営農者に原因を尋ねたところ根腐れや立ち枯れ病等が多発し株数が減少したとのことでした。また、収穫時以外の常勤の担い手が1人という人手不足もあり作業が追いついていない事などから収量が落ち込んだということです。現況を調査したところ、作物の生育は良いのですが、ほ場状態が全面雑草で覆われており草刈りも出来ていないことから、速やかに除草する等の適正なほ場管理を行うよう指導しました。また、収量減やほ場管理が行き届いていない状況から、平常時でも適正な人員確保をするように指導しました。今後も営農状況を確認するための現地確認を継続する必要があると判断しました。

今回は4件の営農型太陽光発電設備の現地調査をさせていただきましたが、今年度改選後初めての農地専門委員会で調査を実施し、農地専門委員全員が市内営農型太陽光発電設備とはどのようなものを理解し、現況と課題を共有できました。また、営農型太陽光発電設備とは営農と発電の両立が目標であることを本市農業委員の私たちだけでなく、他の関係機関とも連携を強化し監視し続けることを共通認識として、今後も定期的な現地確認を行う必要があることを確認する機会ともなりました。最後に、今回の農地専門委員会へ出席された委員の皆様方におかれましては、長時間にわたる猛暑の中での開催ということもあり、大変お疲れさまでした。以上、報告とさせていただきます。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

17番委員 5ページのブルーベリーの作付けについて、失敗しているということですが、ブルーベリーは、土壌検査を行って酸性に持っていけないと作付けは無理だと思います。どうしてブルーベリーに固執するのでしょうか。また、7ページを見ても側溝に水が溜まっており、水はけの状態がよろしくないように見受けられます。ブルーベリーを作ることによって万が一成功したとしても、小高の吉名地区ですので、鳥獣被害も懸念されると思います。作付けする作物をもう一度検討して、成功するようなものを植えつけするよう指導をしたほうがよろしいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 只今のご指摘のとおりだと思います。ブルーベリーは酸性の土質を選ぶものなので、土壌改良も含めた対策を行っているのか確認させていただきました。結果

として、畝の部分は対策しているが全面的には対策していないというお話でした。また、ブルーベリー以外の作物を検討したらどうかというお話ですが、その営農者の方が非常にブルーベリーにこだわりを持っており、専門書まで執筆しているような方であり、何回も接木するなど努力も見られるため私たちからは強くは言えない部分でした。ただ営農型である以上、先ほども申し上げましたが、営農と発電の両立が一番の目標になりますので、これからも現地調査しながら、指導していきたいと思います。以上です。

議 長 そのほかございますか。

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第33号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第33号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。今回5件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続いたしましたことを報告します。詳細につきましては記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第34号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第34号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページ、整理番号1番から4番につきまして、当事者の住所氏名、違反転用地の所在、発生年月日等は記載のとおりでございます。まず整理番号1番につきましては、50年以上前、曾祖父が所有していたころから貸駐車場として使用しておりました。今般、当該農地に集合住宅を建築する計画があり、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地法第5条による所有権移転の転用許可を受け、違反転用状態を是正するものとなっております。

 続きまして整理番号2番ですが、令和4年6月15日付けで、3年間の一時転

用許可を受け、トレーラーの駐車場用地として使用しておりました。令和7年6月14日に一時転用期間が満了するにあたり、代替地の検討をしておりましたが、令和7年5月にその所有者から貸借ができないと申し出があり、一時転用期間満了後も引き続き使用しているものでございます。今般、再度一時転用許可を受け、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして整理番号3番ですが、昭和42年頃に祖父が住宅を建築し、現在まで使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして整理番号4番ですが、平成24年頃に物置を設置し、一部を住宅敷地への進入路として現在まで使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第72号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件が複数ありまして、該当案件ごとに審議いたします。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いします。先ず、事務局から議案全体の説明を求めます。

事務局 議案第72号についてご説明いたします。議案書の7ページから73ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定及び福島復興再生特別措置法第17条28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案の内容につきましては、担当課であります農地集積課の職員よりご説明を申し上げます。以上です。

議 長 それでは先に、「1. 利用権設定関係」の整理番号189番及び277番の2件を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、5番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課担当職員から整理番号１８９番及び２７７番の説明を求めます。

農地集積課 整理番号１８９番及び２７７番につきましては、鹿島区南海老地区の土地改良事業換地後の公益財団法人福島県農業振興公社との賃借契約になります。整理番号１８９番につきましては、福島県農業振興公社への貸し付け契約です。整理番号２７７番につきましては、福島県農業振興公社からの借り受け契約です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。５番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。次に、整理番号２７６番を審議いたします。同じく、鹿島区推進委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。提案者、農地集積課担当職員から整理番号２７６番の説明を求めます。

農地集積課 整理番号２７６番につきましては、鹿島区右田海老地区の土地改良事業換地後の福島県農業振興公社からの借り受け契約になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。鹿島区推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号４５８番を審議いたします。１３番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課担当職員から整理番号４５８番の説明を求めます。

農地集積課 整理番号４５８番につきましては、原町南部地区の土地改良事業換地後の福島県農業振興公社への貸し付け契約になります。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。１３番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号４７３番及び５１８番の２件を審議いたします。８番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課担当職員から整理番号４７３番及び５１８番の説明を求めます。

農地集積課 整理番号４７３番及び５１８番につきましては、原町南部地区の土地改良事業換地後の福島県農業振興公社との賃借契約になります。整理番号４７３番につきましては、福島県農業振興公社への貸し付け契約です。整理番号５１８番につきましては、福島県農業振興公社からの借り受け契約です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。８番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号５９３番、６０９番、６１０番及び６１１番の４件を審議いたします。１４番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課担当職員から整理番号５９３番、６０９番、６１０番及び６１１番の説明を求めます。

農地集積課 整理番号５９３番、６０９番、６１０番及び６１１番につきましては、原町区鶴谷地区における担い手への集積による契約になります。整理番号５９３番につきましては、福島県農業振興公社への貸し付け契約です。整理番号６０９番、６１０番及び６１１番につきましては、福島県農業振興公社からの借り受け契約です。

賃料につきましては、付帯地として利用している部分及び今年度作付けしていない部分については無償、作付けしている部分については、反当たり５，０００円となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。１４番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号６１２番及び６２８番の２件を審議いたします。

6 番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課担当職員から整理番号 6 1 2 番及び 6 2 8 番の説明を求めます。

農地集積課 整理番号 6 1 2 番及び 6 2 8 番につきましては、小高区飯崎地区における担い手への集積による契約になります。整理番号 6 1 2 番につきましては、福島県農業振興公社への貸し付け契約です。整理番号 6 2 8 番につきましては、福島県農業振興公社からの借り受け契約です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。6 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議いたします。提案者、農地集積課担当職員からの説明を求めます。

農地集積課 議案第 7 2 号についてご説明いたします。議案書の 7 ページから 7 3 ページになります。利用権の設定が 6 1 9 件、再転貸が 1 9 件であります。議案書 8 ページから 7 1 ページの利用権設定関係につきましては、一般地区を含む 1 5 地区の農地の賃貸借契約となります。この中で、整理番号 5 8 8 番、5 8 9 番及び 5 9 0 番の借受人の賃借料の未払いの恐れのある案件についてご説明いたします。借受人は、福島県農業振興公社との既存の契約の中で、令和 5 年度、令和 6 年度の 1 1 月の引き落とし日に未収となる案件がございまして、令和 5 年度、令和 6 年度とも翌年の 3 月末までには納付されておりました。このことから、今回の契約に当たっても、福島県農業振興公社、農地集積課、農政課の担当者が同席の上で、借受人への指導を行わせていただきました。福島県農業振興公社の担当者から契約制度の説明を行いまして、借受人に対しまして今年度より未収が発生し翌年の 5 月 3 1 日までに延滞状態が解消されない場合、契約の解除や保証人の徴求もあることから未収の発生が起らないように、十分注意する旨の説明があり借受人

も内容を理解したところでございます。市としては、これまでの経過を踏まえて引き続き借受人に対しまして関係機関とともに、農地の貸借に関する指導を徹底し農地の集積を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、72ページから73ページは再転賃の案件でございます。整理番号1番から3番につきましては、鹿島区八沢地区における耕作者の変更でございます。整理番号4番につきましては、鹿島区南屋形地区における耕作者の変更となります。5番から19番につきましては、原町区上北高平地区における耕作者の変更となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第73号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、7番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第73号についてご説明いたします。議案書の74ページから86ページでございます。市が農用地利用規程を変更するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第73号についてご説明いたします。議案書の74ページから86ページになります。馬場西地区において、換地処分による農用地利用集積が確定したことによる経営面積の一部を改定することについての審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容については、77ページから79ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。7番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、日程第8、議案第74号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第74号についてご説明いたします。議案書の87ページから98ページとなります。こちらも市が農用地利用規程を変更するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。なお、議案書92ページ、農用地利用規程第10条の表の内容に誤りがございましたので、本日お配りの正誤表のほうでご確認をお願いいたします。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第74号についてご説明いたします。議案書の87ページから98ページになります。こちらは上柵窪地区において、青年等新規就農者が追加されたことにより経営面積の一部を改定することについての審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容については、90ページから93ページになります。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第9、議案第75号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第75号についてご説明いたします。議案書の99ページから111ページでございます。市が農用地利用規程を変更するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第75号についてご説明いたします。議案書の99ページから111ページになります。こちらは南屋形地区において、担い手の変更によります農用地利用規程の一部を改正することについての審議を求めるものです。なお、農用地利用規程の変更内容につきましては、101ページから150ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第10、議案第76号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第76号についてご説明いたします。議案書の112ページから126ページでございます。市が農用地利用規程を変更するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第76号につきましてご説明申し上げます。議案書の112ページから126ページになります。八沢地区におきまして、担い手の変更による農用地利用規程の一部を改正することについて審議を求めるものでございます。農用地利用規程の変更内容につきましては、115ページから119ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第１１、議案第７７号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第７７号についてご説明いたします。議案書の１２７ページから１３９ページでございます。市が農用地利用規程を変更するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第７７号についてご説明いたします。議案書の１２７ページから１３９ページになります。八沢第一換地区におきまして、担い手の変更による農用地利用規程の一部を改正することについて審議を求めるものでございます。農用地利用規程の変更内容につきましては、１３４ページから１３５ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１２、議案第７８号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第７８号についてご説明いたします。議案書の１４０ページから１５３ページ及び別冊資料の現況図、農用地区域図、検討内容表のとおりでございます。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項において準用する同規則第３条の２第１項

の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第78号についてご説明いたします。議案書の140ページから153ページになります。当日配布資料については、現況図、農用地区域の地図、案件ごとの検討内容の順番になっております。今回、南相馬農業振興地域整備計画の変更ですが、全部で9件あります。除外が8件（12筆）、面積は17,042㎡、用途区分の変更が1件（1筆）、面積は792㎡になります。内訳として、除外については太陽光発電施設用地が2件、農業用通路が1件、宅地進入路が2件、果樹園倉庫及び進入路が1件、整備工場敷地及び駐車場が1件、建築条件付売買予定地が1件になります。用途区分の変更については、馬放飼場の1件になります。

先ず、付図番号1-1についてご説明いたします。議案書は145ページ、当日配布資料の1ページから3ページになります。こちらは小高区金谷地内に太陽光発電設備を設置する案件になりますが、除外6要件をすべて満たしており、営農上の影響についても担い手に聞き取りした結果、問題ない旨の回答をいただいております。

続きまして、附図番号1-2についてご説明いたします。議案書の146ページ、当日配布資料の4ページから6ページになります。こちらは小高区南鳩原地内に太陽光発電設備を設置する案件になりますが、除外6要件をすべて満たしており、営農上の影響についても地域の営農者等に聞き取りした結果、問題ない旨の回答をいただいております。

続きまして、附図番号1-3についてご説明いたします。議案書の147ページ、当日配布資料の7ページから9ページになります。こちらは小高区南鳩原地内に農業用通路を整備する案件になりますが、除外6要件をすべて満たしており、営農上の影響についても地域の営農者等に聞き取りした結果、問題ない旨の回答をいただいております。

続きまして、附図番号2-1についてご説明いたします。議案書の148ページ、当日配布資料の10ページから12ページになります。こちらは原町区陣ヶ崎地内に宅地進入路を整備する案件になりますが、除外6要件をすべて満たしており、営農上の影響についても地域の営農者に聞き取りした結果、問題ない旨の回答をいただいております。

続きまして、附図番号2-2についてご説明いたします。議案書の149ページ、当日配布資料の13ページから15ページになります。こちらは原町区陣ヶ崎地内に果樹園倉庫及び進入路を整備する案件になりますが、除外6要件をすべ

て満たしており、営農上の影響についても地域の営農者に聞き取りした結果、問題ない旨の回答をいただいております。

続きまして、附図番号２－３についてご説明いたします。議案書の１５０ページ、当日配布資料の１６ページから１８ページになります。こちらは原町区下高平地内に整備工場敷地及び駐車場を整備する案件になりますが、除外６要件をすべて満たしており、営農上の影響についても地域の営農者に聞き取りした結果、問題ない旨の回答をいただいております。

続きまして、附図番号２－４についてご説明いたします。議案書の１５１ページ、当日配布資料の１９ページから２１ページになります。こちらは原町区北原地内に建築条件付売買予定地を整備する案件になりますが、除外６要件をすべて満たしており、営農上の影響についても店舗開発地域の残置のため問題ありません。

続きまして、附図番号２－５についてご説明いたします。議案書の１５２ページ、当日配布資料の２２ページから２４ページになります。こちらは原町区上北高平地内に宅地進入路を整備する案件になりますが、除外６要件をすべて満たしており、営農上の影響についても地域の営農者に聞き取りした結果、問題ない旨の回答をいただいております。

続きまして、附図番号３－１についてご説明いたします。議案書の１５３ページ、当日配布資料の２５ページから２７ページになります。こちらは鹿島区小池地内に馬放飼場を整備する案件になりますが、変更６要件をすべて満たしており、営農上の影響についても地域の営農者に聞き取りした結果、問題ない旨の回答をいただいております。以上９件について、皆様方のご審議よろしく願いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１３、議案第７９号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第７９号についてご説明いたします。議案書の１５４ページから１５７ページでございます。申請番号１番から１１番につきまして詳細は記載のとおりでございます。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしていると報告がありました。なお、補足でございますが申請番号１１番につきまして

は、市が防災集団移転用地として買い受けした農地を、地域の担い手の方に売買するための所有権移転の申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第80号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第80号についてご説明いたします。議案書の158ページ、申請番号1番につきまして詳細は記載のとおりでございます。調査担当委員からは、こちらの案件につきまして許可要件を満たしていると報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

4番委員 受人は公立大学法人となっておりますが経営面積は約3,600㎡ですが、具体的に何を行うか説明願います。

事務局 まず、経営面積が3,668㎡となっておりますが、こちらは5月定例総会で、許可を受けた土地になっております。なお、この土地につきましては地権者との契約の都合で来月の定例総会で、農地法第18条第6項の賃貸借の解約がありますのでよろしくお願いいたします。

事務局 この案件は、学術研究、研究目的に該当するため特例許可に該当します。今回は公立大学法人と福島国際研究教育機構が結びついて研究を行いますが、実際の従事はみらい農業学校の生徒に協力いただく内容になっています。5月定例総会

で同様の案件がありましたが、貸主から事情により契約をキャンセルしたい旨の申し出があったところです。代わりに別の土地を貸してくださる方が見つかったため、今回契約するものになります。なお、5月定例総会の案件は貸主との契約の都合で、来月の定例総会で解約することになっています。

事務局 今ほどの案件について、補足させていただきます。作付けする作物は、農地法第3条の営農計画書上、水稻、ソルガム、トウモロコシなどとなっております。

議 長 そのほかございますか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第81号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第81号についてご説明いたします。議案書の159ページ、申請番号1番から3番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。いずれも第1種農地を転用する案件でございますが、申請番号1番及び3番につきましては一般住宅の建築、申請番号2番につきましては資材置場として使用するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、1番委員。

1番委員 議案第81号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。去る7月8日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番及び3番について、7番委員。

7番委員 議案第81号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地

案内図は2ページになります。去る7月7日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第81号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。去る7月7日午後3時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第82号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第82号についてご説明いたします。なお、こちらの議案ですが申請番号2番が案件削除となりますので、本日お配りの正誤表のほうでご確認のほうお願いいたします。議案書の160ページ、申請番号1番及び3番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。まず、申請番号1番につきましては、報告第34号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

 続きまして申請番号3番につきましては、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第82号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は4ページになります。去る7月14日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行

政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号3番について、6番委員。

6番委員 議案第82号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページになります。去る7月6日午前11時頃より、譲渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第83号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第83号についてご説明いたします。議案書の161ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。まず、申請番号1番につきましては、報告第34号の関連であり違反の追認を得るための案件となっております。一時転用期間は、違反転用が発生しました令和7年6月15日から3年間となります。

 続きまして、申請番号2番ですが現場事務所等として使用するための一時転用であり、期間は許可日から14か月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第83号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページになります。なお、この案件は報告第34号整理番号2番の関

連案件です。去る7月14日午前10時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、4番委員。

4番委員 議案第83号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は8ページになります。去る7月9日午前9時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第84号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第84号についてご説明いたします。議案書の162ページ、申請番号1番から2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、一般住宅を建築するための転用申請となっており、補足を要する案件としまして、報告第34号申請番号3番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

 続きまして、申請番号2番については、宅地進入路等を整備するための転用申請となっており、補足を要する案件としまして、報告第34号整理番号4番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。まず、申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第84号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は9ページになります。去る7月14日午後1時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行

政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第84号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は10ページになります。去る7月7日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第85号「農地法第4条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第85号についてご説明いたします。議案書の163ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、農地改良のための一時転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第85号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は11ページになります。去る7月7日午後1時15分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第86号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第86号についてご説明いたします。議案書の164ページから167ページ、申請番号1番から17番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番から17番について、現地調査委員を代表しまして、18番委員から報告を願います。

18番委員 議案第86号申請番号1番から17番について、現地調査の報告をいたします。去る7月7日午後1時より、農業委員2名、推進委員1名、事務局1名、合計4名で現地調査を行いました。先ず、申請番号1番について、報告いたします。現地案内図は12ページです。宅地に囲まれ、不整形かつ狭小地であり、農地として利用度が低いことから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号2番について、報告いたします。現地案内図は13ページです。平成14年の常磐道の工事により分筆して残った農地であり、狭小地のため利用度が低いことから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号3番について、報告いたします。現地案内図は14ページです。雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号4番について、報告いたします。現地案内図は15ページです。雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号5番及び6番について、隣接しているため一括して報告いたします。現地案内図は16ページから17ページです。福田23番1については、土地の3分の1に杉等が生い茂り、かつ水路等もなく水の確保が困難で農地として利用度が低いことから、非農地と判断しました。南大江下249番1に

については、雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号7番について、報告いたします。現地案内図は18ページです。5筆すべて進入路もなく、雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号8番について、報告いたします。現地案内図は19ページです。雑木や竹が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号9番について、報告いたします。現地案内図は20ページから21ページです。雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号10番について、報告いたします。現地案内図は22ページから25ページです。小沢字上戸屋迫地内の7筆については、篠竹等が生い茂り原野化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。残り4筆については、雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号11番から16番について、隣接しているため一括して報告いたします。現地案内図は26ページから31ページです。12筆すべて農業機械の搬入も難しく、雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号17番について、報告いたします。現地案内図は32ページです。雑木や篠竹が生い茂り原野化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

以上17件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告3件、及び議案15件、合わせて18件の審議を全て終了いたしました。これもちまして、本日の7月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

 (閉会 午後3時07分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和7年8月18日

議事録署名人（13番・ハマダ ケンジ）

議事録署名人（14番・キヨノブ シンイチ）

議事録署名人（15番・コンノ ヒデユキ）
